

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる  
第1号被保険者の保険料の臨時的な減免基準について

1. 減免対象者及び減免額

減免対象者		減免額	申請必要書類
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者		全額	①介護保険料減免・徴収猶予申請書 ②死亡又は重篤な傷病を負ったことについて確認できる書類（診断書、措置入院勧告書等の写し）
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる第1号被保険者 <b>【事業収入等】</b> 次のいずれかの収入 ・事業収入 ・不動産収入 ・山林収入 ・給与収入	次の i 及び ii に該当 i 事業収入等のいずれかの減少額（※1）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上 ii 合計所得金額（※2）のうち、減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下	<b>【表1】</b> で算出した対象保険料額に、 <b>【表2】</b> の前年の合計所得金額の区分に応じた減免等の割合を乗じて得た額 $(A \times B / C) \times d$	①介護保険料減免・徴収猶予申請書 ②調査に関する同意書 ③新型コロナウイルス感染症に関する介護保険料減免に係る収入等状況申告書（※添付書類あり）

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該第1号被保険者の保険料額
B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額
C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
事業等の廃止や失業	全部
210万円以下であるとき	
210万円を超えるとき	10分の8

2. 対象とする保険料

次の①及び②のとおり。

- ① 令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、年金支給日）が定められている保険料

※1 iの「減少額」は、保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額

※2 iiの「合計所得金額」は、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（注1）をいい、

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（注2）の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。

注1 平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額。見直しの詳細は、「平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しについて」（令和2年12月25日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）を参照。

注2 具体的には、次の（1）～（8）となる。

- （1） 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）
- （2） 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）
- （3） 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）
- （4） 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）
- （5） 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）
- （6） 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）
- （7） 令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合の100万円（最大）
- （9） 上記の（1）～（7）のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）